

新公立病院改革ガイドライン（概要）

1 策定の背景

- ・総務省は、平成 19 年 12 月に「公立病院改革ガイドライン」を策定。地方自治体に病院事業の経営改革プラン策定を要請。
- ・しかしながら、依然として医師不足等は厳しい環境にあり、今後は、人口減少や少子高齢化が急速に進展し、医療需要が大きく変化することが見込まれる。このため、地域毎に適切な医療提供体制の再構築に取り組んでいくことが重要であり、医療制度改革の動きとも連携させていくことが必要。

2 公立病院改革の基本的な考え方

- ・公立病院改革の目的は、地域において必要な医療提供体制の確保を図り、安定した経営の下で、へき地医療、不採算医療や高度・先進医療等を提供する重要な役割を担っていくこと。
- ・今後、道が、各地域における医療提供体制の将来の目指すべき姿を示す「地域医療構想」を策定することとなるため、これに基づく取り組みと整合的に行う必要がある。

3 新公立病院改革プランの策定

病院事業を設置する地方公共団体は、新公立病院改革プランを策定し、病院機能の見直しや病院事業経営の改革に総合的に取り組む。

（1）新改革プランの策定期間

地域医療構想の策定状況を踏まえつつ、できる限り早期に策定（H27 年度又は H28 年度中）

（2）新改革プランの対象期間

策定年度あるいはその次年度から平成 32 年までの期間を対象。

（3）新改革プランの内容

①地域医療構想を踏まえた役割の明確化

- ・・・ 将来の医療需要、医療機能毎の病床数の必要量との整合性
患者数、手術件数、患者満足度等、医療機能指標の数値目標設定

②経営の効率化

- ・・・ 経営収支比率、医業収益比率等、経営指標の数値目標の設定
経常黒字化する数値目標（又は目指す時期）の設定

③再編・ネットワーク化

- ・・・ 二次医療圏又は構想区域等で予定される再編・ネットワーク化の概要と当該病院が講じるべき具体的な措置

④経営形態の見直し

- ・・・ 新経営形態への移行計画の概要